

新旧対照表（抄）

○ 中央区保育の提供等に関する条例（昭和六十二年三月中央区条例第十号）

新	旧
（保育料） 第三条 法 第二十四条第一項に規定する児童に対する保育所における保育（当該児童のうち、前条第三項に規定する期間にあり、認定こども園に入所しているものに対する幼児教育に関する保育を含む。）の提供において、区長が は、零とする。 （入園料等） 第四条の二 （略） 2 特例入所児童 に対する幼児教育に関する保育の提供において、区長が 当該特例入所児童又はその扶養義務者から幼児教育保育料として徴収する額は、零とする。 3 （略）	（保育料） 第三条 区長は、法第二十四条第一項に規定する児童に対する保育所における保育（当該児童のうち、前条第三項に規定する期間にあり、認定こども園に入所しているものに対する幼児教育に関する保育を含む。）の提供においては、児童の年齢、保育必要量、世帯の負担能力等に応じて月額六万四千円を超えない範囲内において区規則で定める額（以下「保育料」という。）を当該児童又はその扶養義務者から 徴収する。 （入園料等） 第四条の二 （略） 2 区長は、特例入所児童に対する幼児教育に関する保育の提供においては、区規則で定める額（以下「幼児教育保育料」という。）を当該特例入所児童又はその扶養義務者から 徴収する。 3 （略） （副食費） 第四条の三 区長は、中央区立保育所において第三条及び第四条の二第二項の保育の提供を行ったときは、副食の提供に係る費用（以下「副食費」という。）として特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、

新	旧
(延長保育料等の減免) 第五条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区規則で定めるところにより 延長保育料を減額することができる。 - 一 児童の属する世帯の所得が著しく減少したとき。 - 二 災害等により著しい損害を受けたとき。 - 三 前二号に掲げるもののほか、特別な事情があると区長が認めるとき。 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区規則で定めるところにより 時間外保育料を免除することができる。 - 一 特例入所児童の属する世帯がその構成員の失職、疾病その他の理由により著しく生活困窮の状態にあるとき。 - 二 前号に掲げるもののほか、特別な事情があると区長が認めるとき。 (納期限) 第六条 第四条第一号 に規定する延長保育料 の納期限は、毎月末日とする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。	特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）別表第二に規定する副食費徴収免除加算の額を超えない範囲内において区規則で定める額を当該保育の提供を受けた児童（区規則で定める者を除く。）又はその扶養義務者から徴収する。 (保育料等の減免) 第五条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区規則で定めるところにより保育料若しくは延長保育料を減額し、又は副食費を免除することができる。 - 一 児童の属する世帯の所得が著しく減少したとき。 - 二 災害等により著しい損害を受けたとき。 - 三 前二号に掲げるもののほか、特別な事情があると区長が認めるとき。 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区規則で定めるところにより幼児教育保育料又は時間外保育料を免除することができる。 - 一 特例入所児童の属する世帯がその構成員の失職、疾病その他の理由により著しく生活困窮の状態にあるとき。 - 二 前号に掲げるもののほか、特別な事情があると区長が認めるとき。 (納期限) 第六条 保育料、第四条第一号に規定する延長保育料、幼児教育保育料及び副食費の納期限は、毎月末日とする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

新	きる。 2 (略) 附 則 (略) 1 この条例は、令和七年九月一日から施行する。 2 この条例による改正後の中央区保育の提供等に関する条例第 三条、第四条の二第二項、第五条及び第六条第一項の規定は、 令和七年九月以後の月分の保育料及び幼児教育保育料について 適用する。
旧	きる。 2 (略) 附 則 1 (略) 2 当分の間、第五条第一項中「若しくは延長保育料を減額し、 又は副食費を免除する」とあるのは「又は延長保育料を減額す る」と、第六条第一項中「、幼児教育保育料及び副食費」とあ るのは「及び幼児教育保育料」とし、第四条の三の規定は適用 しない。